

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

身近に潜む「トラブル」「消費者被害」を
防ぐための役立つ情報をお届け！

茨城県内で多発中！二セ電話詐欺

2月末現在、茨城県内で47件(オレオレ詐欺35件、架空請求詐欺12件)、被害総額約4,850万円の二セ電話詐欺被害が発生しています。

二セ電話詐欺被害防止のキーワードは…

- 一、「キャッシュカードを預かる」は全て詐欺！
- 一、「『携帯電話番号が変わった』等と電話し、お金を要求する息子や孫」は全て詐欺！
- 一、「コンビニでサイトの未納料金を払え」は全て詐欺！



*不審電話を受けた時には絶対に現金を渡すことなく、最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話(電話番号#9110)まで通報をお願いします。

見守り 新鮮情報



*相続税対策のつもりが元本割れ…銀行窓口での保険契約

定期預金が満期になり、銀行に行ったところ、窓口で「相続税対策になる。〇〇生命という会社を知っているか」と言われた。社名は知らなかったが、相続税対策になるならと思い、よく理解は出来ないまま、1千万円と5百万円の契約をし、支払った。銀行が保険を勧誘するとは思っておらず、元本保証の定期積立のつもりだった。

先日、運用状況通知が届き、外貨建ての15年満期の保険だと知った。80歳代の私には長期保険契約は必要ないし、元本も減っていた。契約の際には元本割れのリスクの説明は受けていない。
(当事者：80歳代 女性)

【ひとこと助言】

銀行の窓口で勧められたので預金のようなものだと思ったり、預金にするつもりの商品として、元本保証だと思ったりして、長期間の保険商品を契約してしまったという相談が寄せられています。また投資経験がないのにリスクが高い外貨建ての保険商品を勧誘され契約したケースもあります。

銀行でも保険商品を販売していますが、預金とは異なり、満期時や中途解約時に元本割れとなる場合があります。また、外貨建て保険では為替変動リスクが生じたり、日本円と交換する際に手数料が必要となったりすることがあります。契約内容がよく分からなければ契約をしないようにしましょう。

契約直後であれば、クーリング・オフが出来る場合があります。不明な点があれば、お早めにお住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください。

(国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋)

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】5月11日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379